

第270回 滋賀県公有財産審議会議事録

1 日 時 令和7年11月4日（火）10:00～11:00

2 場 所 県庁北新館5-B

3 出席者 会長：駒林 良則

委員：上田 和子、田中 勝、千代 博、上田 理子、西川 真美子、

佃 裕美、西谷 真由美、野田 英男

幹事：橋本 憲一郎、佐藤 勝也、寺田 由美子

【欠席者】

委員：東郷 寛彦

4 進行等 議長：駒林 良則（会長）

報告：大橋 淳也（財政課 財産活用推進室長）

5 諒問案件

第1号議案（教育委員会事務局 教育総務課）

新設特別支援学校整備事業に伴う用地取得について

第2号議案（警察本部警務部会計課）

守山警察署旧玉津駐在所の建物を守山市へ無償譲渡することについて

6 概要

第1号議案（教育委員会事務局 教育総務課）

新設特別支援学校整備事業に伴う用地取得について

【説明資料】 諒問調書、モニター（パワーポイント）

【説明者】 教育委員会事務局 教育総務課（太田課長）

佃委員 グループAに建物が建っていますが、建物は補償対象となっているのでしょうか。

提案者 はい。建物補償を行う予定です。

西川委員	建物補償の内容はどうなっていますか。
提案者	<p>撤去は所有者に行っていただき、金銭により補償をする形となります。</p> <p>これらを考慮した上での更地価格での評価とさせていただいております。</p>
上田理子委員	完成予定時期はいつですか。
提案者	用地買収やその後の文化財調査の進捗具合によるため、現時点では未定です。
西谷委員	<p>事業概要の5. 取得方針に「交渉難航により、買収時期が遅れた場合は、3年を限度として不動産鑑定士からの意見書等を徴して、買収時点での時点修正を行う。」とあります</p> <p>が、どういった場合を想定されていますか、意見書を徴取する場合は再諮問されるのでしょうか。</p>
提案者	<p>現時点では、概ね前向きに検討していただいている方がほとんどなのですが、実際に用地交渉をしてみないとわからないところもあります。買収時期を引き延ばした方が高く売れると思われる方もいるかもしれません。</p>
※補足（再諮問について）	
<p>既に審議会の答申を得ているものであっても、次のいずれかに該当する場合は、再度の諮問を要するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既に得た答申とは異なった方針、内容、手法等で実施しようとする場合。 (2) 処分に係る案件で、処分予定価格が当初審議会の答申を得た額の半額以下または1.5倍以上となる場合。 (3) 公共事業に係る用地取得の案件で、審議会の答申から3年を経て、当該工区等における未取得用地が10,000m²以上ある場合。 	
野田委員	こちらは土地収用対象事業だと思いますが、交渉が難航した場合は土地収用も視野に入れているのでしょうか。
提案者	知事との協議の上、土地収用を行うと学校ができた後にも地元からの批判等の影響が想定されるため土地収用は行わない方向で考えております。

会長 他に質問はございませんか。他に質問もなさそうですので、議案第1号について、原案のとおり承認したいと思いますが、異議はございませんか。

(異議なし)

異議がないようですので、第1号議案は原案どおり承認して答申することに決定いたします。

第2号議案（警察本部警務部会計課）

守山警察署旧玉津駐在所の建物を守山市へ無償譲渡することについて

【説明資料】 質問調書、モニター（パワーポイント）

【説明者】 警察本部警務部会計課（藤川管理官）

会長 土地改良区の事務所として、そのままお使いになるということでおよろしいでしょうか。

提案者 手直しされるかどうかは確認が取れていませんが、建物がそのまま使われるというふうに聞いております。

会長 使用目的用途について、申し合わせのようなものを取られているのでしょうか。その他の用途に使われるようなことはありえないのでしょうか。

提案者 譲渡申請書に目的用途が明記されていますので、これに基づいてこちらでも判断しているところです。

上田和子委員 元々、土地改良区の事務所は存在していたという理解でおよろしいでしょうか。どういった経過で今回の話に至ったのでしょうか。

提案者 元々、土地改良区の事務所は存在しておりました。しかし、老朽化が進行し、雨漏りなどが酷いため移転を検討されたと聞いております。駐在所自体も守山市からお借りしてい

会長	た土地の上に建っていましたので、駐在所を取り壊して現状回復するのが筋ではあります たが、守山市が土地改良区の事務所として利用したいので、存置しておいてほしいと希望 されたのがきっかけとなっております。
野田委員	当該地は市街化調整区域のため、通常建物が建てられない地域となっています。市街化調 整区域は個別事案の各要件に基づいて許認可されており、今回、用途変更を行うことは問題 ないものか整理しておいた方がよろしいかと思います。理屈整理は守山市でされるものだと 思います。
提案者	このことについては、守山市に確認させていただきます。 <u>※市街化調整区域ではあるものの、土地改良区の事務所は設置可能と守山市に確認済み（11/5）</u>
会長	当該物件の耐用年数は何年ですか。
提案者	木造駐在所ですので約25年となっております。耐用年数はそうなっておりますが、40年 くらいは使用することが多いです。
会長	市町の土地の上に駐在所があることは多いのでしょうか。
提案者	地域に密着した形で、建物維持をしていくことが多いため、市町さんの土地をお借りして 建物が建っていることが多いです。
会長	他に質問はございませんか。他に質問もなさそうですので、議案第2号について、原案の とおり承認したいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なし） 異議がないようですので、第2号議案は原案どおり承認して答申することに決定いたします。